

## 中国対外貿易機構の変遷 (IV-2)

片 岡 幸 雄

### 2 外貿計画管理体制の再集権化と機構調整

#### (2) 輸出入商品国内流通体制

##### B 輸出入商品国内流通体制の改革と再編

##### (a) 商品流通管理体制の改革と再編

##### (i) 政企合一体制の成立

従来国営商業の各級專業公司是名義上は上級公司与当地の商業行政部門の二重指導を受けていたものの、實質上は上級公司の領導下にあり、各地の事情に応じて活動していくという積極性に欠けていた。この状況を改めるために、1957年11月國務院は「國務院關於改進商業管理体制的規定」を公布し、改革を推し進めた。

1958年1月1日から商業部所属の各專業總公司是部の各專業貿易局に編成替えされ、各專業貿易局は一級ステーションを直接指導するだけで、各省、市、自治区の公司に対しては指導関係をもたなくなった。地方各級の專業公司も撤廢され、これは同級商業行政部門内部の專業局(処)に改組、政企合一体制がとられることとなった。商業行政部門内には商業部門、サービス部門、供銷社などが一体的に再編され、場合によっては對外貿易局なども、省、市、自治区の商業庁に合併された。さらに下級行政レベルにおいては、商業局が県委員会財貿部に組み込まれる例もあった。1958年2月國務院は第1期全国人民代表大會第5回會議の「關於調整國務院所屬組織機構的決定」に基づき、商業部を第一商業部、城市服務部を第二商業部と改めた。また、供銷合作總社と第二商業部は事務所を一緒にした形で業務を行うこととなった。同年6月末第一商業部と第二商業部も事務所を一緒にして業務を行うこととなり、同年9月には第一商業部と第二商業部、さらに全国供銷合作總社の3者は合併して商業部として編成替えされた。しかし、供銷合作總社の名は残された。政企合一体制がとられるとともに、従来の專業公司系統の上下の領導関係は取り消されることとなった。商業企業は中央主管企業と地方主管企業に分けられ、財務管理権を含む多くの管理権が地方に下放され、地方と企業に利潤が分けられるようになった。計画管理のやり方も、従来の商業行政部門と專業公司の2つの系統で行わ

れていたものが、行政部門一本の編成・下達方式となった。

第一商業部と第二商業部合併後、商業部には次のような專業貿易局が置かれていた。百貨局（文化用品も含む）、紡織品局、医薬局、生産手段局（1959年2月化工局と五金局に分離、同11月農業生産手段局が成立）、石油局（石炭建設も含む）、食品局、棉麻局、土産局、蔬菜果品局、飲食服務局がそれらである。このうち、農産物を主管する專業局は主管商品の割り振り、分配に責任を負う。また、工業品主管專業局は企業管理機構として一級ステーションを指導し、主管商品の割り振り、分配に責任を負うこととされた。<sup>(310)</sup>

農村では1958年はじめから供銷合作社、信用合作社、生産合作社の“三社合一”が展開されるようになり、人民公社化運動の中でこれに組み込まれていく。人民公社は“兩放（国家の農村基層部門の人員、資産を人民公社に移す）、三統（国家の統一政策、統一計画に従い、流動資金の統一管理を行う）、一包（税、下放した企業の事業収入など統一計算し、公社収支の差額に応じて国家への上納を引き受ける）によって運営された。

政企合一国内商業体制と、すでに（Ⅲ－1－②）でみたような商品管理体制の成立にともない、対外貿易会社の輸出商品の貨源調達ルートも、直接分配されるものについては国家から直接分配されることになるが、輸出商品の買付を間接的に行うような場合には、従来とは異なって商業系統の各級專業局から買い入れるとか、委託買付を行うことになったのである。

#### (四) 国営商業專業会社の復活と調整

上述のように商業部門の管理体制が改められた結果、地方の商業部門の活性化が促進されるといった面が出てきた反面、地方が自己中心の行動をとり、地域封鎖傾向が顕著にあらわれるようになり、国民経済的にみた正常な経済関係が寸断されるといった状況が出てきた。対外貿易面でもその弊害が出てきたことについては、すでに（Ⅲ－1－①）で指摘したとおりである。

このため、1962年5月国務院は「關於商業部系統恢復和建立各級專業公司的決定」を発し、上級業務部門と地方商業行政部門の二重指導体制をとることとした。また、專業公司を復活し、專業公司の設置と指導関係については3種に分けて再組織化することとした。

#### 第一類專業公司

專業總公司の指導を主とする。五金機械公司、交通電工器材公司、化工原料公司等。商業部が總公司を設け、主要生産地区に一級卸売ステーションを設置する。省、

④ 商業部商業經濟研究所編著「新中国商業史稿」、中国財政經濟出版社、1984年、134～136頁。

市、自治区は省、市、自治区の会社を設け、省、自治区内の重要生産地区には二級卸売ステーションを設置する。県（市）は必要に応じて、県（市）の会社を設ける。指導関係では、一級卸売ステーションと省、市、自治区の会社は、業務上は專業總会社の指導を主とする。二級卸売ステーションと県（市）会社は、省、市、自治区会社の指導を主とする。

### 第二類專業公司

業務上は專業總会社と省、市、自治区商業庁（局）の分級指導とする。紡織品公司、百貨公司、糖煙酒公司、食品公司、医薬公司、石油公司、石炭建築器材公司等。配置については一類專業会社と同様である。指導関係については、一級ステーションは業務上は總会社の指導を主とし、省、市、自治区会社は、省、市、自治区の商業庁（局）の指導を主とする。二級ステーションと県（市）会社は、省、市、自治区会社の指導を主とする。

### 第三類專業公司

省、市、自治区の商業庁（局）が指導するか、県（市）商業局が指導する。民族貿易公司、蔬菜公司、飲食業公司、サービス業公司、労働保護用品公司、倉庫・運輸公司等。これらの会社は商業部が設けないで、專業管理局が設ける。省、市、自治区が設けるか、その專業管理处が設けるかは、省、市、自治区人民委員会が決定する。県（市）は必要に応じて專業会社を設ける。

專業公司復活のプロセスで若干の調整が行われ、石炭建築器材公司、石油公司、医薬公司、中国藥材公司（1963年衛生部の経営から商業部に帰属）は一類会社に格上げされ、1965年五金公司与交通電工器材公団が合併した。

一類会社は總会社が統一管理、統一計算し、当地の商業行政部門は規定により一定の権限をもち、企業経営に対しても一定の責任を負う。二類会社の一級ステーションは業務上は總会社の統一管理、統一計算で、当地の商業行政部門は一定の権限をもつにすぎない。省、市、自治区の会社は業務上は商業庁（局）の統一管理、統一計算で、商業部に対して責任を負う。また、總会社はこれら会社に対して指導の責をもち、一定の管理権限、企業経営に対し一定の責任をもつ。三類会社の業務は完全に地方管理であるが、商業部は経営方針、政策、商品計画については必要な統一割り振りを行い、業務経営上は督促、検査、指導を行う。

1965年までに、商業部には百貨總公司、紡織品總公司、五金機械交通電工器材總公司、化工原料總公司、石油總公司、石炭建築器材總公司、糖煙酒總公司、食品總公司、医薬總公司、中国藥材總公司の10專業總会社と、飲食サービス局、蔬菜局、民族貿易局、労働保護特需用品局が設立された。地方各級商業部門もこれに応じた

機構を設けた。しかし、全体としての体制はまだ1957年の状況に立て直されたというまでにいたらず、大部分の省級以下の会社はいずれも地方商業部門の指導下にあり、総会社が直接業務の指揮をとるという状況には<sup>(311)</sup>いたらなかった。

(ハ) 供銷合作社の復活

国营商業と合作社が合併し、農村の基層商業の資金管理権、商品管理権、人事管理権、経営管理権はすべて人民公社に下放されると、農村の基層商業機構は人民公社の供銷部（販売購買部）となり、供銷部は人民公社の組織部分であると同時に商業部門の<sup>(312)</sup>基層単位となった。

この条件の下にあっては、供銷合作社が国营商業に合併される以前の集団経済指導の経済的に有効なやり方、例えば、契約、奨励、生産物の一定量の保留・戻し、民主的な人事評価、価格協議などがだんだんと行われなくなってきた。国营商業の一括処理の方法が多く採用されるようになり、農産品の買付においても強制的な命令的なやり方が蔓延し、値踏取引、公正な品質格付や公正な価格による買付が行われなくなるといった事態が出てくるようになった。出資金の配当も行われなくなり、利潤は全額上納するといった方式が行われるようになり、経営管理水準も下がっていった。

このような状況が全国的に一般化するようになって、その弊害が目立つようになってきたため、1961年3月党中央工作会議は供銷合作社の復活問題を取り上げ、試験的に一部の地域で供銷合作社の復活を開始した。1962年4月商業部と供銷合作社の業務分担に関する決定が行われ、商業部は7月1日より日用工業品、一部の生産手段（紡績・紡織品、百貨、砂糖、タバコ、酒、西洋医薬品、石油、石炭、五金器材、交通電工器材、化学工業原料）、主要副食品、県都以上の小売と飲食業の経営、県都および大中都市、工鉦区の公私合営企業・個人商業の社会主義改造の任務を担当することとなった。食糧、油料は糧食部が経営し、畜産品、茶葉、繭は対外貿易部が経営する。また、漢方薬材は衛生部経営、木材は林業部経営、水産物は水産部が経営する。供銷合作社は上記のほかの農副産品の経営を行い、一部の農業生産手段（化学肥料、農薬、農業機械、小農具、手工業合作社生産中型農具等）、一部の日用雑貨品（陶磁器、傘、ござ・むしろ等）、都市および農村の廃物、農村および農村の町における小売・飲食業の経営も行う。また、農村および農村の町における公私合営商業と個人商業の社会主義改造の任務を負う。

1962年7月全国供銷合作総社は商業部から独立し、自己資金の充実に努め、社員

③① 同上書、195～197頁。

③② 賀名侖・周明星主編「商業経済学」、北京科学技術出版社、1983年、142頁。

の出資金の拡大活動を展開した。1962年の年末にいたり、全国の基層供銷合作社は3万3,000余に達し、省、県各級の供銷合作連合社がほぼ全面的に回復した。<sup>(313)</sup>

#### (b) 物資分配・流通管理体制の改革と再編

1958年大部分の中央企業が地方管理に下放されるにともない、これに対応して物資流通体制でも計画管理権が下放された。第一類物資、第二類物資は大幅に減らされ（本稿くⅢ－１－②）40頁参照）、その他の物資は地方管理に移された。第一類物資、第二類物資も、従来の国家が総合バランスをとり、統一的に分配するというやり方を改め、地域バランスをとり、差額配分するというやり方にして、中央は地域間の物資援助のみを管理することとなった。分配の申請については、鉄道、軍事工業、対外貿易、国家備蓄などを除けば、中央企業、地方企業ともに所在省、市、自治区に申請し、分配、供給をうけることとなった。

しかし、このような大きな流通体制の変化によって、全国バランスははなはだしく乱れ、正常な経済関係も壊されてしまった。このため、1959年第2四半期から元の中央が総合バランスをとり、統一的に分配するという方式（統籌統支）と地域バランスをとるという方式の両者を結合したやり方に改めたが、なかなか状況は好転せず、地域的分断性と全国的計画の不整合性のため、例えば、1959年には鋼材生産は計画ノルマ生産額を100万トン近く超過生産したが、契約が30万トン余も達成されないといった状況となった。また、同年の重機械生産も計画ノルマ生産額を15万トン超過生産したが、やはり10万トンは契約通り引き渡すことができなかった。1960年には鋼材の契約達成率は74.5%、セメントのそれは82.2%であった。

この状況に対処するため、党中央と国務院は一連の重大措置をとり、物資流通の集中的統一管理のやり方を実施していくことを決定した。1960年5月と62年5月党中央は2度にわたって、国家経済委員会の物資流通体制改革案を検討し、改革の方向を探求した。この改革の概要は以下のようなものであった。

#### ①第一類物資、第二類物資を増加させたこと

1963年には第一類物資と第二類物資は516種（第一類物資256種、第二類物資260種）となり、基本的には1957年の状況にもどされた。

#### ②全国統一の物資流通部門を設けたこと<sup>(314)</sup>

<sup>313</sup> 同上書、144頁、前掲書、203～204頁。なお、商業部と供銷合作社の業務分担は「関于国营商業和供銷合作社分工的決定」によるが、これが出されたのは1962年4月26日と多くの書物に記されているが、《当代中国的经济管理》編輯部編「中華人民共和国经济管理大事記」、中国经济出版社、1987年では1962年5月26日とある。ここでは1962年4月26日を採用しておく。

<sup>314</sup> 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的经济体制改革」、中国社会科学出版社、1984年、505～507頁。

すでに述べたように、国家経済委員会は1958年9月からは工業生産と交通運輸の管理を専ら担当することになったが、これに合わせて国内の物資流通の管理が一つの重要な任務となった。1960年以前の生産手段の管理は、主として物資分配目録と物資の分配のやり方を検討し、調整するというにおかれており、物資の流通を合理的に組織するという面では十分でなかった。流通面では整った管理と経済機構が打ち立てられていなかったのである。流通は各級の行政部門に依存していた。経済の発展につれて、企業、事業単位が増え、分散的な物資流通の管理に少なからざる問題があった。<sup>(315)</sup>1960年5月国家経済委員会内に物資管理総局が設けられ、地方の専門的物資供給公司に対して垂直的管理が実行され、物資管理体制は58年以前の集中的管理に戻された。<sup>(316)</sup>物資管理総局の任務は物資分配の執行計画を組織することであり、国家計画に合わせて全国の生産手段の買付、供給、配置活動に対して統一的に組織し、管理することにある。物資分配計画の編成は国家計画委員会がこれに責を負い、国家経済委員会物資管理総局は計画の編成に参与することとされた。<sup>(317)</sup>

1963年5月第2期全国人民代表大会常務委員会第97回会議は、国家の物資活動の集中的な統一管理を行うため、国家物資管理総局を國務院直屬機構として設立することを決定した。国家物資管理総局の中には、弁公室、研究室、総合計画局、総合配置局、財務局、七局（軍事工業）、輸出入局、三類物資局、政治部の各部局が置かれた。国家物資備蓄局はここでまた国家計画委員会から国家物資管理総局の領導下に編成替えされた。従来各工業生産部門が別々に管理していた統配物資の販売業務と販売機構の大部分は、国家物資管理総局で統一管理されることとなり、総局内に金属材料、機械・電気設備、化学工業材料、木材、建築材料の5大会社が設けられ、一級ステーションが管轄内の物資販売活動の任に当たることとなった。<sup>(318)</sup>

1964年11月5日第2期全国人民代表大会第129回会議は、国家物資の管理活動を強化するために物資管理部を設立し、国家物資管理総局を撤廃することを決定した。物資管理部設立後は、国家計画委員会の物資分配機構は物資管理部の指導下に入れられ、第一類物資のバランスと分配は物資管理部が国家計委

<sup>315</sup> 余嘯谷主編「中国物資管理辞典」、中国財政経済出版社、1989年、52頁。

<sup>316</sup> 蘇尚堯主編「中華人民共和国中央政府機構・1949—1990年」、経済科学出版社、1993年、198頁。

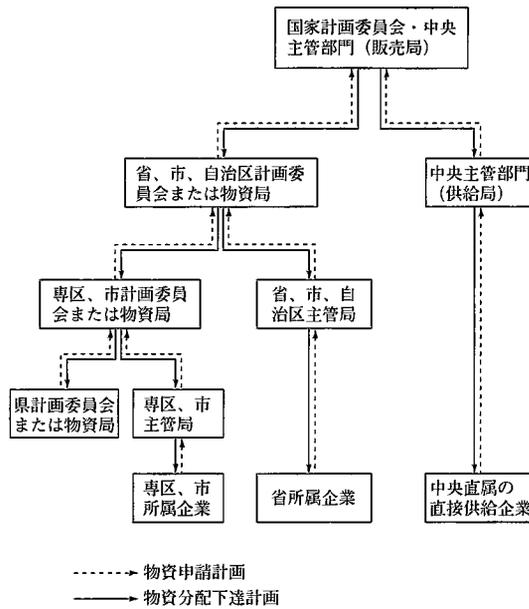
<sup>317</sup> 《当代中国的经济管理》編輯部編「中華人民共和国经济管理大事記」中国经济出版社、1987年、142頁。余嘯谷主編「中国物資管理辞典」、中国財政経済出版社、1989年、52頁。

<sup>318</sup> 前掲書、198～199頁。余嘯谷主編「中国物資管理辞典」、中国財政経済出版社、1989年、53頁。

中国対外貿易機構の変遷（Ⅳ－２）

員会の指導の下に担当することとなった。1965年の物資管理部の内部機構としては、弁公庁、総合局、財務局、配置局、七局（軍事工業部門）、三類物資局、運輸・倉庫局、金属廃品回収局、国家物資備蓄局および政治部が設けられており、東北大区、中南大区、華東大区、西南大区、華北大区に各々物資局あるいは事務処が置かれていた。<sup>(319)</sup>

第12図 調整期の第一類、第二類物資計画申請、分配下達システム



出所：《当代中国》叢書編輯部編輯  
 「当代中国的經濟体制改革」、中国  
 社会科学出版社、1984年、507頁。

③第一類物資の販売を統一したこと

それまで各工業生産部門が各々分管していた第一類物資の販売業務と販売機構は大部分が国家物資管理総局の統一管理に移され、国家物資管理総局の総局内には金属材料公司、機械・電気設備公司、化工材料公司、木材公司、建築材料公司の5大公司が設立され、各大区に一級ステーションが設立され、大区の範囲内の物資販売に責任を負うこととなった。省、市、自治区の工業局の製品の販売業務および販売機構も、一部は物資局の統一管理とした。同時に、国家經濟委員會は重点的な炭鋳、林業局に当該業務活動の専門官を派遣したり、国家物資管理総局は重点冶金、機械・電気、建材などの企業にやはり駐在代表を派

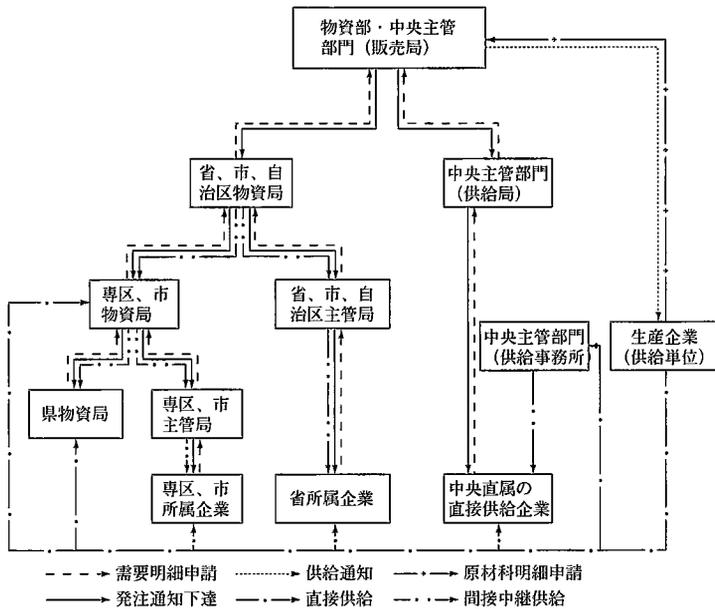
<sup>(319)</sup> 蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」、經濟科学出版社、1993年、199頁。

遣したりなどして、国家の発注、契約、割り振りの執行を監督するようにした。こういった管理活動の強化によって、1963年から65年までに鋼材、セメントの国家の発注、契約分はすべて達成されるようになった。<sup>(320)</sup>

④その他の物資流通の円滑化と効率化のための措置

上述のほか、行政区域という枠をこえた物資供給網の組織化の試み、中継倉庫の合理的総合化、物資供給ステーションの拡大、三類物資に関する各級管理機構の設立、三類物資生産に要する第一類、第二類物資の計画への編入などを行った（1965年の三類物資目録品目数5,929品目）。<sup>(321)</sup>

第13図 調整期の第一類、第二類物資の供給、販売ルート



出所：《当代中国》叢書編輯部編輯  
 「当代中国的經濟体制改革」、中国  
 社会科学出版社、1984年、508頁。

(c) 輸出入商品国内流通体制の再編

(i) 輸出

国内商業專業会社が復活され、供銷合作社が再建されるにともない、對外貿易專業会社が輸出する輸出商品の調達、買付はほぼ1957年の時期の状況に戻った。

国が統一分配する重要物資・商品については直接割り当て分配され、主管部門経

<sup>(320)</sup> 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的經濟体制改革」、中国社会科学出版社、1984年、507～508頁。

<sup>(321)</sup> 同上書、508～509頁。

由で対外貿易專業会社にまわされる。例えば、食料や油料については、供銷合作社を通じて委託買付を行い、糧食部の割り振りによって中国粮油食品進出口会社が輸出する。重要物資としての鋼材については、国家計委委員会の配分計画の下で冶金工業部経由で、また国家物資管理總局が置かれてからは、同管理總局金属材料公司、物資管理部が置かれてからは同管理部金属材料公司の指示によって同公司経由冶金工業部から配分をうけることになったと思われる。<sup>(322)</sup>

畜産品、茶葉、繭については、1962年7月から対外貿易部が經營するようになってからは、畜産品については中国畜産進出口公司系統<sup>(323)</sup>、茶葉については中国茶葉土産進出口公司系統<sup>(324)</sup>、繭については中国紡織品進出口公司系統が直接買付を行うか、委託買付する形となったものと思われる。

#### (四) 輸入

輸入商品・物資については、分配あるいは販売計画に基づいて、輸入物資の使用単位あるいは販売總括単位から発注をうけて対外貿易事業会社が代理輸入することになる。しかし、この場合対外的には輸入契約者は対外貿易公司となるので、通関申請単位は対外貿易專業公司（倉庫・運輸部門）ということになるが、屢々対外貿易運輸公司の分支機構、あるいは直接に発注使用単位に委託代理して通関を行わせるなどの方法がとられる。<sup>(325)</sup> 輸入商品・物資の発注使用単位へ引渡し<sup>(325)</sup>の便宜上からとられる方法である。

輸入商品はすでに述べた商業流通ルートを通じ販売される。また、主要物資につ

㉒ 余嘯谷主編「中国物資管理辞典」，中国財政經濟出版社，1989年，53～54頁。

㉓ 1951年4月1日中国畜産会社が設けられ、畜産品の買付、国内販売、対外貿易を担当した。1952年8月中国畜産公司是対外貿易部傘下に入り、同時に従来畜産公司が取り扱っていたタマゴ類、肉類等を取り扱う中国食品出口公司が設立された。1955年からは農産品採購部管理となり、56年12月からは畜産品の買付は全国供銷合作社が担当、輸出部分については対外貿易部經營となった。1958年からは供銷合作社と商業部が合併、国内部分については商業部の經營となったが、61～62年にかけて供銷合作社、国内商業專業公司が復活されるなかで、畜産品は対外貿易部の經營となる（楊徳穎主編「商業大辞典」，中国財政經濟出版社，1990年，960頁）。

㉔ 1949年12月中国茶葉会社が設けられ、全国の茶葉の生産、製造、運輸、販売等の活動の經營管理を担当することとなった。1951年生産部面の經營管理活動は農業部の管理に移され、1952年9月対外貿易部の傘下に入り、茶葉の買付、加工、国内販売、輸出等の業務の經營管理を行うこととなった。農産品採購部が成立後は業務を分担して管理活動にあたった。1956年12月から茶葉の經營は全国供銷合作社に移されたが、輸出部分については対外貿易部の經營となった。1957年供銷合作社内に茶葉採購管理局が設けられた。1958年供銷合作總社と商業部が合併、国内部分については商業部の經營となったが、61～62年にかけて供銷合作社と国内商業專業公司が復活されるなかで、茶葉は対外貿易部の經營となる（楊徳穎主編「商業大辞典」，中国財政經濟出版社，1990年，959～960頁）。

㉕ 葉松年・孔宝康編著「海関実務」，中国対外經濟貿易出版社，1987年，40頁。齊小思著「我国対外貿易基本知識」，財政經濟出版社，1958年，94頁。

いては、直接に発注使用単位が輸入物資引取りを行うか、あるいは総括発注単位が輸入物資引取りの後すでに図示したルートを通じて分配されるという運びとなる。一部の輸入物資は総括発注単位から商業流通網を通じて販売されることになる。統一経営される食糧などについていえば、輸入食糧は糧食部が一手に自己の配給ルートを通じて配給することになる。

(3) 財務管理制度の改革と再編

(a) 財務計画制度の補完と整備

本稿(Ⅱ-1)で述べたように、対外貿易の財務計画制度は漸次整備されていったが、1963年になって対外貿易の営業活動業務に焦点をしばった財務計画制度が確立された。“調整、強化、充実、向上”という方針を貫徹するために、対外貿易部はこれまでの経験を総括し、対外貿易の計画制度の修正、補完を行った。1963年末対外貿易部は「対外貿易企業財務計画制度(試行草案)」を制定し、対外貿易の財務計画は統一計画、分級管理を徹底し、対外貿易業務自体を主とし、対外貿易業務系統と地域の財務を相結合していくことを強く打ち出した。この中で強調されたことは、①地方の対外貿易の行政部門は対外貿易の財務計画をきちんと監督すること、②計画指標体系と計画検査制度を確立すること、③商品流通計画を財務計画に組み入れ、別の単独計画としないこと、④対外貿易の財務計画は利潤計画、商品流通費計画、流動資金計画の3本の計画をもって構成することとすること、などを主要内容とするものであった。<sup>(326)</sup>

(b) 利潤分配方式の変更

1958年からは対外貿易公司系統に利潤留成制度が導入され、60年まで実施された。この制度は、従来企業奨励金と生産発展基金(計画超過達成利潤の40%が生産の発展なり、基本建設の補填なり、流動資金として、また技術系統整備費、試作用費用などの資金として認められる)を別々に企業が受け取っていたものを、一律に実現された利潤とリンクする形で分配するようにし、規定の比率に応じて企業に利潤を与えるようにして、多くの利潤を稼げば、多くの奨励金と発展基金が得られるようにしたものであった。<sup>(327)</sup>

1961年1月23日から執行された「財政部党組關於調低企業利潤留成比例加強企業利潤留成資金管理的報告」の中では、実際の国営企業の利潤留成の状況と管理上の問題点についてつぎのように述べられている。

目下(1960年当時と思われる)の利潤留成のやり方では、利潤収入の87%ぐら

④ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易(上)」,当代中国出版社,1992年,211頁。

④ 同上書,205頁。

を国に上納し、13%ぐらいが企業に残されるといった状況である。企業は“四項費用”（Ⅲ－１－②参照）と職員・労働者の福利に留成利潤を使用する。企業単位が1958年受け取った留成利潤資金は約30億元、1959年には約51億元、1960年には60億元に達するとみられる。この制度はすぐれた作用を発揮していると評価できるが、留成比率が高すぎるといふことと、管理が杜撰で使用方法に混乱がみられる。地方や企業主管部門の中には企業の利潤留成資金の一部を使って計画外の基本建設投資をしているものもみうけられる。この比率は1958年には17%、59年には31%、60年には50%前後と予測される。その他の使用上の乱れもある。

したがって、規定の目的にそった使用と管理を厳重に行い、中央あるいは地方の企業主管部門が規定によって所属企業から一部の留成利潤資金を集める場合にも、個別企業間のアンバランスを調整することのみを目的とし、他の目的に転用してはならないし、その限度も留成利潤資金総額の20%をこえてはならない。その使用については使用計画を編成し、計画部門と財政部門の批准を得なければならない。地方は中央直屬企業の留成利潤資金に手をつけてはならないし、地方国営企業の留成比率も国が定めることとする。1961年から留成比率を調整する。全般的に低くするが、留成利潤資金量の多い部門や地域は下げ幅を大きくし、留成利潤資金量の少ない部門や地域は下げ幅を少なくする。全国の企業の留成利潤資金は現状の水準から47.7%下げ、全国の企業の利潤留成比率は利潤収入の13.2%前後から6.9%に調整する。これによると、1961年の留成利潤資金量は約31億元程度となる<sup>(328)</sup>。

1961年から対外貿易公司系統に再び企業奨励金制度と計画超過達成利潤基金制度が復活された<sup>(329)</sup>。国営企業全体にこの制度が復活されたのは1962年からである。

これによると、交通運輸企業はその輸送計画、糧食企業、対外貿易企業、購買販売企業はその仕入れ・販売計画、新製品計画、賃金総額計画、コスト削減計画、流動資金回転計画、上納利潤計画（計画上もともと赤字の発生する企業については計画赤字額を審査条件とする）など6つの指標を完遂した場合、賃金総額の3.5%の企業奨励金を受け取ることができる。計画の未達成企業は未達成単位項目毎に6分の1差し引く。6項目すべてが計画達成できなかった企業は、企業奨励金を受け取ることにはできない。企業が自己の原因外の事情によって計画を達成できなかった場合には、情況によって調整計算する。

計画超過達成利潤基金については、年度利潤計画を超過達成した企業と実際の赤

③② 「財政部党組關於調低企業利潤留成比例加強企業利潤留成資金管理的報告」（1961年1月23日）、《当代中国財政》編輯部「中国社会主义財政史參考資料・1949—1985」、中国財政經濟出版社、1990年、363頁。

③③ 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易（上）」、当代中国出版社、1992年、205頁。

字が計画赤字よりも小さかった企業は、前者については実現した計画超過達成利潤の10%、後者については赤字企業は計画超過コスト削減額の20%を、計画超過達成基金として受け取ることができる。

上記の企業奨励金ならびに計画超過達成利潤基金の使用は、規定に照らして厳重に管理されなければならない。

各級企業の主管部門は、所属企業の上記奨励金および基金の10%を上納させ、所属企業の集団福利事業とか、奨励金が得られなかった企業の先進的労働者、先進的グループに対する社会主義競争奨励金の補助金に使用する規定を定める権利を有する。但し、自身の行政費、事業費、基本建設に使用してはならない。また、各級企業の主管部門は所属企業の各季毎の仮受取奨励金および基金の審査、批准権を有し、所属企業が当該年度の上記2奨励金および基金を受け取るにふさわしいか否かについて、審査意見を提出する権利を有する<sup>(330)</sup>。

この制度は、対外貿易部所属の加工生産企業で著しい効果を発揮した<sup>(331)</sup>。

#### (4) 機構の調整

##### (a) 国家計画委員会

1958年4月計画管理体制は改革され、全国のバランス計画作業は国家経済委員会と中央主管部門が行うようになり、地方の権限が拡大され、中央の集中指導の下に地域の総合バランスを基礎とした専門部門と地域の両者を結合した計画管理制度を打ち立てることが求められた。国家計画委員会の計画任務内容に変化がもたらされたことについては、すでに述べたところである。同年9月国家経済委員会は工業生産と交通運輸にかんする任務を専管することとなり、年度計画、物資分配、物資備蓄にかんする任務は国家計画委員会に移管された。同年11年国家経済委員会の各工業、交通計画局と対外貿易計画局は国家計画委員会の下に入ることになり、国家経済委員会は対外貿易の計画任務から外され、国家計画委員会が対外貿易計画を総合計画の中に取り纏めることとなった。

1964年11月国家計画委員会は物資分配にかんする任務を新設の物資管理部に移し、以後統一分配物資の分配任務は国家計画委員会の指導の下で、物資管理部が担当することとなった<sup>(332)</sup>。

③ 「1962年国营企業提取企業奨励金的臨時弁法」(1962年1月8日財政部・国家経済委員会通達)、前掲書、378頁。

③ 前掲書、205頁。

③ 蘇尚堯主編「中華人民共和国中央政府機構・1949—1990年」、経済科学出版社、1993年、162～163頁、170頁。参考までに1965年末の国家計画委員会の内部機構をみると、次頁脚注のようになっている。

(b) 国家経済委員会

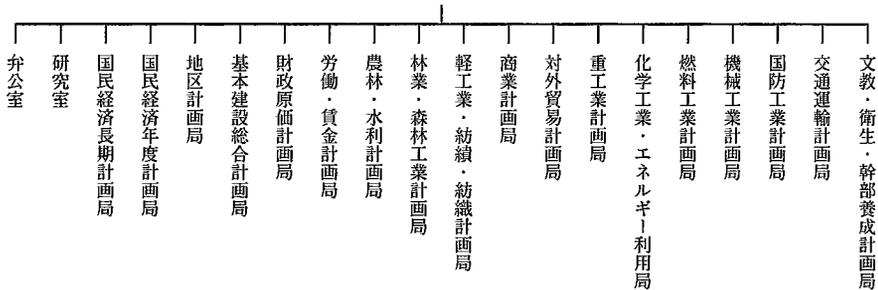
建国後経済計画機構が基層単位にまで設立されるにともない、積極的な全国的経済計画策定活動が本格化されるようになるが、物資の計画管理は1952年中央財政経済委員会物資分配局が設立される以前は、中央人民政府貿易部が担当した。1953年には中央財政経済委員会物資分配局は国家計画委員会物資分配局に編成替えされ、各主管部にも物資分配機構、各省にも物資局が設けられて、三級分級管理の緒がひらかれた。

1956年5月第1期全国人民代表大会常務委員会第40回会議における決議によって、国務院の直屬機構として物資供給総局が設けられ、以後58年3月まで全国の物資の供給、配置、バランス、備蓄などの活動を主管した。物資供給総局が設置されたのにもない、従来国家計画委員会が取り仕切っていた業務はかなりの部分が物資供給総局に編成替えされ、国家物資備蓄局は国家経済委員会の領導下に置かれることとなった。

1958年3月19日第1期全国人民代表大会常務委員会第59回会議は国務院直屬機構の調整を行うことを決め、物資供給総局は国家経済委員会の屬局とされることとなった。国家計画委員会は物資分配計画活動を担当することとなり、物資分配計画局、機械・電気設備分配局が復活させられ、冶金産品分配計画局が新設された。また、従来国家経済委員会領導下におかれていた国家備蓄局も国家計画委員会の領導下に入ることとなった。

1958年国家経済委員会は工業生産と交通運輸の管理を専ら担当することになったが、その後の国家経済委員会の計画管理に関する業務内容については先に触れたので、ここでは再述するのを省略する。1963年5月第2期全国人民代表大会常務委員会第97回会議が、国家の物資活動の集中的な統一管理を行うため、国家物資管理総局を国務院直屬機構として設立することを決定するに及び、国家経済委員会は物資

国家計画委員会の内部機構（1965年末）



出所：蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」、経済科学出版社、1993年、163頁。

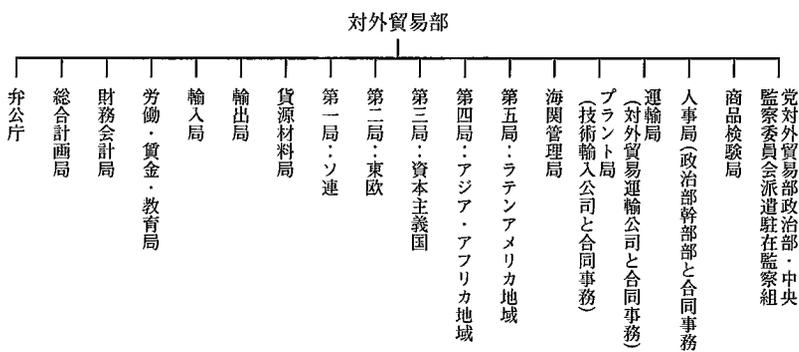
管理の任務から外れることとなった。

(c) 対外貿易部

“大躍進”運動によって惹き起こされた無秩序な貿易の状態を立て直すために、1960年8月10日党中央は「全党大槁対外貿易收購和出口運動的緊急指示」を發し、増産節約、買付、輸出、輸送に力を入れ、対外貿易の買付と輸出計画を断固達成するよう呼びかけた。この指示に応じて、周恩来を頭とする李富春、李先念の参加する3人指導小組がつくられ、対外貿易部にも指揮部が設立された。指揮部は全国の対外貿易の買付、商品割り付けと輸送、輸出を全権をもって指揮し、輸入を厳しく統制した。各省、市、自治区も党委員会第一書記が自ら指揮をとり、この活動を推し進めた。

先に述べたように、1960年から輸出商品に対して、先ず輸出用配分の優先手配を行い、輸出商品の生産優先、原材料および包装物資の優先供給、買付優先、輸送優先の方針がとられ、60年下半年からさらに原料輸出を抑え、製品輸出をのぼし、原料輸入を増やし、加工品輸出をのぼし、輸出商品の種類を増やし、規格・品質を高めるという方針が打ち出された。このような方針の下に、対外貿易部は1960年から輸出商品基地、輸出専門工場および工場内部門の建設を開始した。1961年からは、57年以来対外貿易部の実施してきた“以進養出”を拡大し、原料を輸入して加工製品の輸出の増進を推し進めた。この時期の対外貿易部の計画管理は、このような点<sup>(333)</sup>に重点が置かれたのであった。

第14図 対外貿易部の内部機構（1965年当時）



出所：蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構、1949-1990年、  
 經濟科学出版社、1993年、406頁、  
 範平・葉薦初主編「党的建設辭典」、1989年、285～286頁。  
 中国総覧編集委員会「中国総覧（1973年版）」、社団法人・  
 アジア調査会、昭和48年、330頁より作成。

(333) 前掲書、28～29頁。趙德馨主編「中華人民共和國經濟專題大事記・1949—1966」、河南人民出版社、1989年、811～812頁。

## (d) 全国物価委員会

1958年3月党中央の開いた成都会議において、物価の管理権限の下放が推し進められ、同年10月再度物価管理の分業関係が改められたことについては、すでに本稿（Ⅲ－１－②）<sup>(334)</sup>で述べたところである。しかし、このように中央の物価管理権限が各省、市、自治区へ下放され、その一部がさらに専区や県に下放され、元の物価管理制度が地方によっては執行が停止されるといった事態にまで及んだ結果、各種商品の小売価格、三類農副産品の買付価格や修理費などに混乱が生じてきた。

この情況に対応して、1959年2月全国物価会議は下放したいくつかの権限を、適度に再び中央に集中することとした。これ以降、“統一物価管理”の精神と“統一指導、分級管理”の原則に則って、省、市と専区、県の間に分級管理の範囲に調整を行い、特に広い範囲にわたる商品の価格管理については適度に集中していった。このため、各省、市、自治区が価格管理していた商品は、1958年の500品目前後から800品目前後まで調整増加された。中央各部の管理する商品もそれに応じて増加させられた。当時商品供給が緊迫していたことから、物価を安定させ、人民の生活の安定をはかるために、管理権限を漸次中央に再集中し、物価は基本的には中央と省、市、自治区の両級で管理されることとなった。<sup>(335)</sup>

農副産品の買付価格は1951年と53年に大幅な調整が行われた以外、基本的には大きな改定は行われなかった。しかし、生産の発展と変化にともない、農副産品価格の中には相対価格、買付価格と販売価格の間の価格差、卸売価格と小売価格の間の価格差などで不合理なものも出てきて、生産や買付に影響が出るようになった。このため、1958年国務院は全国市場物価会議を開き、第二次5カ年計画期の物価安定方針を定め、物価構造の合理化をはかり、特に辺境・山間地区、瘦地帯などにおける農工産品の価格調整に重点をおき、主要農産品買付最低価格、主要工業品最高制限価格措置などを行っていくこととし、58～59年にかけて、地域によっていくつかの農副産品の買付価格に計画的調整を行った。

1959年と60年には農業は厳しい災害に見舞われ、農副産品の生産が大幅に下がったため、農業生産の速やかな回復と発展をはかるため、いくつかの農副産品の不合理な相対価格、価格差の調整を行い、全国的に農副産品の買付価格の大幅引き上げを開始した。

1958年一部の地域の食糧、大豆、無殻落花生、茶葉、麻類、羊、馬などの買付価格は全国総平均で対前年比2.2%引き上げられた。

<sup>(334)</sup> 拙稿「中国対外貿易機構の変遷（Ⅲ－１－②）」、『広島経済大学経済研究論集』第18巻第1号、1995年6月、43～45頁。

<sup>(335)</sup> 商業部商業経済研究所編著「新中国商業史稿」、中国財政経済出版社、1984年、145頁。

1959年にも一部地域の大豆、無殻落花生、ごま、甘蔗、甜菜、食用牛、大麻、天日乾燥タバコ、人工乾燥タバコ、ラミー、黄麻などの買付価格をほぼ10%引き上げた。さらに、家禽、生卵、蜂蜜、ロジン、野生繊維、野生澱粉等の地方特産品の買付価格を引き上げた。1959年には農副産品の買付価格は総平均で対前年比1.8%引き上げられた。

1960年には四川省、湖南省等の7省、自治区では、食糧、菜種種子、生体ブタの買付価格を引き上げ、内蒙古、甘肅省などの一部の省、自治区ではいくつかの穀物種子の買付価格を引き上げた。同年12月からは、全国的に統一して落花生、大豆、ごま、菜種種子、茶油、桐油の6種の油料作物の買付価格を平均4.3%引き上げた。一部地域では人工乾燥タバコ、毛茶、黄麻、大麻、食用牛、食用羊、生卵等の買付価格をかなり引き上げた。1960年には、全国の農副産品買付価格は総平均で対前年比3.5%引き上げられた<sup>(336)</sup>。

1959年2月国務院は「關於当前超額完成油品、油料統購任務的獎勵弁法」を發し、人民公社が計画額を超えて植物油、同原料を供出した場合、獎勵価格を加算するという初の新方式を打ち出した。

超過供出総額5%以内：5%

超過供出総額5%～10%：8%

超過供出総額10%以上：10%

また、1960年11月基本独立經濟計算單位が国に対して食糧を売り渡す場合、地域区分に応じて、同單位地域人口一人当たり年間平均100斤、200斤、300斤以上の超過量に応じて10%価格を上乗せすることとした。また、1959～60年にかけていくつかの地域では生体ブタの割当額の買付を行う場合、割当額の超過部分に対してやはり買付価格に対して獎勵価格加算を行った。例えば、四川省の規定では一斤につき5分加算、黒龍江省の規定では超過売渡総額の15%が加算されると定められた<sup>(337)</sup>。

全国の重要商品の物価の取り仕切りは、1956年以前は商業部が担当し、1957年以降は国務院財貿弁公室が担当することとなっていた。この点については、すでに本稿（Ⅲ－1－②）で述べたところである。1962年5月からは全国物価委員会が設置され、国務院の直接指導下に置かれるところとなった。1963年5月第2期全国人民代表會議常務委員會第97回會議は、全国物価委員会を国務院直屬機構とし、全国の

<sup>(336)</sup> 同上書、161～162頁。喬榮章・歐陽勝・陳德尊主編「價格知識大辭典」、中国經濟出版社、1991年、569頁。

<sup>(337)</sup> 商業部商業經濟研究所編著「新中国商業史稿」、中国財政經濟出版社、1984年、162頁。《当代中国的經濟管理》編輯部編「中華人民共和國經濟管理大事記」、中国經濟出版社、1987年、122頁。喬榮章・歐陽勝・陳德尊主編「價格知識大辭典」、中国經濟出版社、1991年、78～79頁。

物価活動を統一し、強化する任に当たらしめることを決定した。1963年4月13日国務院全体会議は「關於物価管理的試行規定」を定め、物価管理は“統一指導、分級管理”の原則で行われなければならないことを規定し、各級の物価総合部門の管理権限を定めた。<sup>(338)</sup>

全国物価委員会は国務院の指導の下に、全国の物価の統一管理とバランス活動に責任を負う。具体的に管理を行うのは、工業品出荷価格および配分価格、農産品買付価格、各種商品の市場販売価格、各種商品の販売価格および運賃、地域価格差、買付価格と販売価格の価格差、卸売価格と小売価格の価格差、規格・品質に応じた価格差、季節価格差等の基本的構造についてである。国家計画委員会の物価局は全国物価委員会の事務局として、国家計画委員会と全国物価委員会の二重の指導をうける。国務院の工業、商業、水産部などの各部はいずれも物価機構を設け、物価活動を強化することになった。全国物価委員会の内部機構としては、弁公室、農産品価格局、軽工業品価格局、重工業品価格局、研究室が設けられた。例えば、商業部は全国物価委員会と共同で179種の商品の販売価格、またブタ、牛、羊、卵、硫黄、漢方薬材などの買付価格を管理した。<sup>(339)</sup>

(e) 物資管理専門機構

1963年物資管理の専門機構として国務院直属の国家物資管理総局が設けられ、翌64年国家物資管理総局は撤廃され、新たに物資管理部が新設された。このことについてはすでに述べたのでここで再度述べることを差し控えたい。

(f) 国営対外貿易專業總公司

1961年1月には、従来の対外貿易專業總公司の整理、統合が行われた。これは、従来の各公司の取り扱い商品が拡大するにつれて相互に錯綜関係が生じたりしてきたものを整理したり、統合化するとか、輸出入商品を系統別に再編、統合化するとか、あるいは新たな必要から新分野を組み込んで統合化をはかるために行われたものであった。

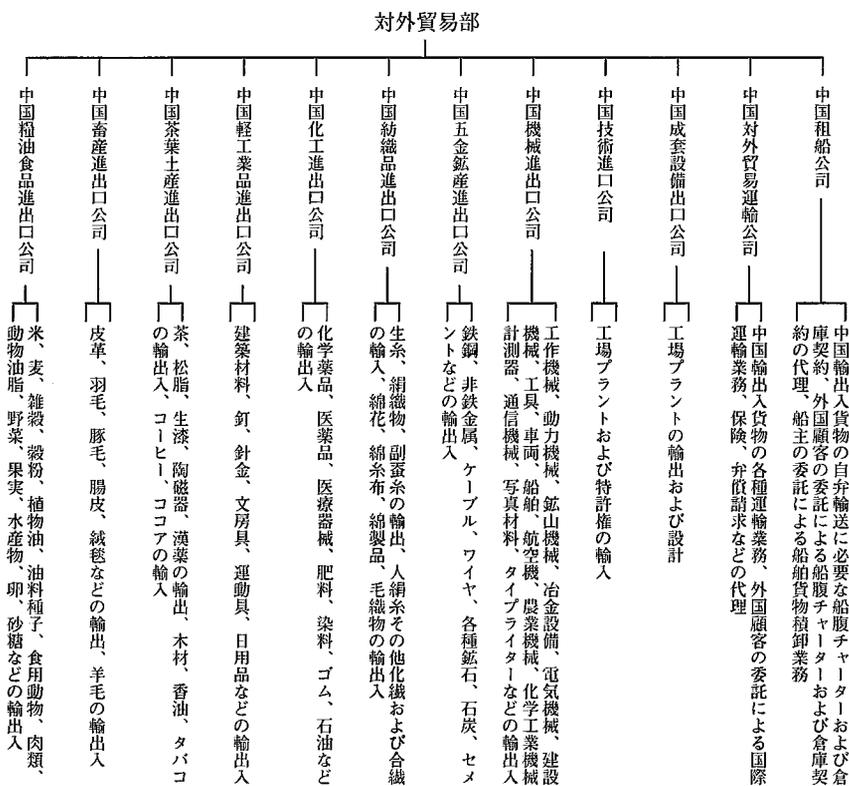
“大躍進”政策の下で、対外貿易計画の編成が地方から上級に上げていくという編成方式に改められてからは、対外貿易專業總公司是地方から積み上げられてきた計画の単なる遂行者としての性格のものになっていったが、“調整、強化、充実、向上”という方針に基づいて、貿易計画管理体制の中央への集中統一がはかれるなかで、1963年をまって貿易計画管理体制も中央集中化の形にもどされ、対外貿易

<sup>(338)</sup> 商業部商業經濟研究所編著「新中国商業史稿」中国財政經濟出版社、1984年、201～202頁。蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」、經濟科学出版社、1993年、214頁。

<sup>(339)</sup> 商業部商業經濟研究所編著「新中国商業史稿」、中国財政經濟出版社、1984年、202頁。蘇尚堯主編「中華人民共和國中央政府機構・1949—1990年」、經濟科学出版社、1993年、214頁。

專業総公司も従来の對外貿易計画管理機構としての地位を復活することになる。

第15図 對外貿易專業總公司（1961～65年）



出所：中国研究所編「中国年鑑・1961」、石崎書店刊、547～549頁、  
中国研究所編「新中国年鑑・1966」、極東書店刊、260頁より作成。

### 3 貿易為替管理・金融機構

#### (1) 貿易決済と為替管理機構

すでに本稿（Ⅱ－2－②）で述べたように、ソ連・東欧・朝鮮民主主義人民共和国などとの協定貿易では記帳決済方式が採用された。その他の形の貿易では、1954年以降は為替取組による決済方式が採用されている。1957年から79年3月国家外貨管理総局が設立されるまでの期間は、この状況が維持された。<sup>(340)</sup>

為替管理についてはすでに本稿（Ⅲ－2）に具体的に叙述した管理機構、管理方式が維持されたが、1958年から始められた地方への外貨留成制度は68年になって取り止められ、地方の使用上の必要に応じて外貨の一定の枠を分配するという外貨額度分配制に改められることとなった。<sup>(341)</sup>

④ 趙錫珩主編「外匯交易指南」，四川人民出版社，1994年，384頁。

⑤ 呉巍・宋公平編著「中国外匯管理」，中国金融出版社，1991年，246頁。

人民元の対外レートについては、第一段階（1949～52年）は“輸出を奨励し、輸入に意を配り、在外華僑からの送金に配慮する”という段階として特徴づけられる。この段階では物価対比をベースにしつつ、輸出入の理論上のレート、華僑送金為替購買力レートの3つ指標の加重平均で計算し、人民元レートを算出するという方法をとった。これによる人民元レートは、国際市場の購買力水準に基本的には合致していたといわれている。国内外の物価の変動に合わせて、1950年3月から52年12月までの間に旧人民元と米ドルのレートは、42,000元対1米ドルから26,170元対1米ドルに調整された。

第二段階は1953～72年の期間の相対的安定期である。1953年社会主義建設期に入るや、計画を主とした経済運営に転じ、物価は国家の定めるところとなった。当時人民元レートは24,168元対1米ドルの状態にあり、国際商品価格の事情からすると人民元は米ドルに対し切り下げるべき状況にあった。しかし一方で、国内の消費物価の水準からすると、人民元は切り上げるべき状況にあった。

西側先進諸国は大多数が固定為替レート制を採用しており、中国は計画経済を実行するという中で、先ず為替レートは基本的に安定させるという方針がとられた。1955～72年の期間は246.18元対1米ドル（1955年3月1日新人民元の発行が始まり、1新人民元対100.00旧人民元の比率で旧人民元が回収されることとなった）の水準に維持されるところとなった。1967年11月英ポンドの14.3%の切下げにともない、689.3元対1英ポンドから590.8元対1英ポンドに調整が行われた。

このような人民元レート水準の設定は、ある意味では合理的な為替レート水準とはいえなかったが、国内経済計算と各部門の計画編成に有利ではあった。しかし、このことによって国内価格と国際市場価格はだんだんと離れていくようになるとともに、人民元レートも物価水準からだんだんと離れていくようになり、人民元高という長期的構造をつくり出すこととなった。<sup>(342)</sup>

## (2) 貿易金融

“大躍進”政策が推進される中で、国营企業の流動資金は一律に中国人民銀行の統一管理に改められるところとなった。過去に国家財政から供与した国营企業の自己流動資金は、すべて中国人民銀行の貸付という形にし、統一的に利子計算する。国营企業の需要がさらに大きくなった場合には、各級の財政から適当に分配するも、当地の人民銀行とはかり統一的に貸付する。企業の流動資金の査定については、従来通り個別に処理する。定額流動資金は財政部が責任をもってこれを行い、人民銀行と関連部門（対外貿易活動にかかわる部分は対外貿易部ということになる）が協

脚 同上書、108～109頁。前掲書、350～351頁。

議して査定する。非定額流動資金は人民銀行が実情に応じて貸付する。1959年1月からはこのように改められたのである。

この国营企業の流動資金の全額貸付方式の目的は、従来財政と銀行の双方から流動資金を供給していた場合に生ずる手続上の煩雑さと管理上の不統一性を改めて、銀行の資金供給の積極性を発揮させようとするににあった。しかし、財政部門は資金の割り振りを行うにあたって、企業の増加した定額流動資金需要に対して中国人民銀行に十分に資金を供給しえなかったために、中国人民銀行も全額貸付の重荷に耐えられなかった。銀行は資金貸付管理をきちんと行わず、資金供給を拡大していたため、流動資金の貸付は押えがきかなくなってしまった。かくて、2年後国营企業の流動資金の管理は、再び財政と銀行が共同で管理するというやり方を採らざるをえなくなった<sup>(343)</sup>。

1962年2月の陳雲の言によれば、“大躍進”政策の下での金融の管理の乱れによって、インフレが高進した<sup>(344)</sup>。1960年末の市場における通貨流通量は95億9千万元で、57年末のそれに比べ81.6%増となった。紙幣の増発がかなりの原因とされている<sup>(345)</sup>。銀行は手放して資金供給を行い、銀行の貸付は計画外の基本建設に流用され、これによって計画外の購買力が増え、物資不足、生活手段の逼迫といった現象が生じたのである<sup>(346)</sup>。

このような事態に対して、1960年12月22日党中央と国務院は「关于凍結，清理機關团体在銀行的存款和企業專項存款的指示」を發し、財政赤字の中で機關，团体，部隊，事業單位の銀行預金が多量に存在し、その額が約100億元に達するという状況、企業單位の独自項目預金が大きな規模に達するという状況にメスを入れるため、これら預金を凍結し、これらをきちんと整理する方針を打ち出した<sup>(347)</sup>。1961年2月国務院は「关于当前緊縮財政支出，控制貨幣投放的補充規定」を發し、資金貸出管理の杜撰さの付けとしての紙幣増発に歯止めをかけた<sup>(348)</sup>。

1961年4月中国人民銀行は「关于改变信貸管理体制的通知」を發し、58年以来行

<sup>(343)</sup> 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，130頁。

<sup>(344)</sup> 陳雲『目前財政經濟的情況和克服困難的若干弁法』，《当代中国財政》編輯部「中国社会主义財政史參考資料・1949—1985」，中国財政經濟出版社，1990年，381頁。

<sup>(345)</sup> 前掲書，131頁。

<sup>(346)</sup> 同上書，132頁。

<sup>(347)</sup> 「中共中央，国務院关于凍結，清理機關团体在銀行的存款和企業專項存款的指示」（1960年12月22日）《当代中国財政》編輯部「中国社会主义財政史參考資料・1949—1985」，中国財政經濟出版社，1990年，358～359頁。

<sup>(348)</sup> 「国務院关于当前緊縮財政支出，控制貨幣投放的補充規定」（1961年2月6日），同上書，366頁。

われてきた流動資金の供給方法（いわゆる差額包干管理法）を改めていくこととした。また、中国人民銀行と財政部は国務院の批准を経た後、1961年7月1日から企業の流動資金をこれまで銀行が一手に供給してきたやり方を改め、工業部門と交通運輸部門の定額流動資金は査定を経てから、総額の80%は財政部門が企業主管部門を通じて企業に自己資金として分与することとし、20%は財政部が統一して銀行に供与し、銀行が企業向けに貸与することとした<sup>(349)</sup>。また、1961年2月以降には、国家計画委員会と財政部は通達を發し、国营企業のコスト管理を強化していくこととした<sup>(350)</sup>。

紙幣の発行を嚴重に管理していくためにとるべき措置についても、中国人民銀行は準備を進めた<sup>(351)</sup>。

1962年3月10日、党中央と国務院は「關於切实加強銀行工作的集中統一，嚴格控制貨幣發行的決定」（いわゆる銀行工作“六条”）を定め、58年以来の管理のやり方を改めた。主要内容は以下の通りである。

- ① 下放了銀行業務の一切の権限を徹底した垂直指導とする。中国人民銀行の分支機構は関連業務計画、制度、現金管理等の面で、中国人民銀行總行の垂直指導を受ける。国家の批准を経て中国人民銀行が下達した貸付計画、現金計画、貸付手続、清算の方法、その他の重要規則については、各地の党委員会、各地の人民委員会、中央の関連部門は確實にこれを実行しなければならない。異論があれば提起してもよいが、中国人民銀行總行の同意を得ずに勝手に変更してはならない。
- ② 貸付管理を厳正にし、貸付の計画性を強化していかなければならない。中国人民銀行の批准を経ることなしに、いかなる地方、部門、企業、事業単位といえども、計画外の貸付を積増してはならず、各級の党、政府機関も銀行貸付の増加を強要してはならない。銀行の年度貸付は国民經濟計画の重要な一部分であ

<sup>(349)</sup> 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，136～137頁。《当代中国的經濟管理》編輯部編「中華人民共和國經濟管理大事記」，中国經濟出版社，1987年，157～158頁。

<sup>(350)</sup> 「国家計委，財政部關於加強国营企業成本管理工作的連合通知」（1961年2月9日），前掲書，367～368頁。「国家計委，財政部關於1962年国营企業若干費用画分的規定」，同書，374～376頁。「国营企業四項費用管理弁法」（1962年1月10日），同書，377頁など。

<sup>(351)</sup> ①国家の賃金計画にもとづく賃金支払，②商業系統の農副産品買付計画達成の支持と農副産品買付に対する貸付管理の強化，盲目的価格つり上げ防止，③農村向け貸付の管理強化，④貸付資金の目的外への転用の防止，企業向けの財政上の支出については銀行は一切融資しないこと，⑤計画内生産の積極的支持と定額超過貸付の嚴重管理，⑥商業貸付は商品在庫の増加部分に適用し，実物商品のないものについては一律に貸付しないこと，などの内容である（《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，137頁）。

り、各級計画機構および財政機構が統一的にバランスをとった後、党中央と国務院が批准する。批准された計画の範囲内で、各部門、各地区は各レベル毎に管理し、責任を負う。中央各部門の所属企業の貸付指標は、主管部門と中国人民銀行総行が当該企業と当該企業所在地の銀行に下達する。当地の銀行は指標の範囲内で一筆毎に審査し、事実確認の上で貸付する。各省、市、自治区の貸付指標については、省、市、自治区の人民委員会が中国人民銀行の下達した指標の範囲内できちんと配分し、管理する。特殊な状況の場合には、予め定められた手順にしたがって中国人民銀行総行に申請し、批准を経たのち貸付をうける。事後承諾のやり方をとってはならない。

- ③銀行の貸付資金と財政資金の区別をきちんとし、銀行貸付を財政支出に回してはならない。
- ④現金管理を強化し、清算規則を遵守しなければならない。
- ⑤各級の中国人民銀行は定期的に当地の党委員会と人民委員会に、紙幣供給、還流、流通の状況を報告しなければならない。商工業に対する貸付の増減と返済状況、貸金基金の支払状況、企業の赤字に対する財政補填の状況、銀行貸付の財政上の支出への転用の状況等が、その具体的内容である。
- ⑥銀行の管理活動を強化するとともに、財政管理をきちんと行うようにする。<sup>(352)</sup>

1962年4月21日、党中央と国務院は「關於嚴格控制財政管理的決定」（いわゆる財政工作“六条”）を発し、財政管理の強化をはかった。主要内容は以下の通りである。

- ①大規模な企業赤字の転換をはかっていく。
- ②国家資金を企業に取り込むやり方をすべて禁止する。
- ③各单位相互間の取引上の貸借の延滞を禁止する。
- ④上納すべき国家の財政収入をきちんと納める。
- ⑤計画支出項目に合わせて財政支出をきちんと管理する。
- ⑥財政上の監督活動を強化する。<sup>(353)</sup>

1963年2月中国人民銀行は「關於信貸計画管理若干問題的規定」を公布し、貸付の計画管理について主要以下のように定めた。

㉒ 「中共中央、国務院關於切實加強銀行工作的集中統一，嚴格控制貨幣發行的決定」（1962年3月），前掲書，389～390頁。《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，140～143頁。

㉓ 「中共中央、国務院關於嚴格控制財政管理的決定」（1962年4月21日），《当代中国財政》編輯部「中国社会主义財政史參考資料・1949—1985」，中国財政經濟出版社，1990年，397～399頁。《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，143頁。

- ①中央各部直属の省、市、自治区の管理局、商業部、対外貿易部の專業總公司と一級ステーション、省級商業、販売部部門が垂直指導する專業会社の貸付指標は、すべて中国人民銀行總行が下達する。
- ②農業貸付、地方工業貸付、国营工業の結算資金貸付、その他の商業貸付等の指標は、地方政府が中国人民銀行總行の下達した指標の範囲内で掌握管理する。
- ③農副産品買付に対する貸付指標が十分でない場合には、貸付追加手続をとり貸付してもよい。
- ④各級企業の貸付計画は級に応じた企業主管部門が編成し、同級の中国人民銀行に送付する。各級人民銀行の審査、批准を経て中国人民銀行總行に送付、報告する。然る後に主管部門と中国人民銀行總行が審査、下達するという“双線”管理の方法による。<sup>(354)</sup>

要するに、この「規定」によって、“大躍進”期に下放されたすべての権限は中央に戻され、貸付計画は中央の方針、政策にそって国の生産計画、商品流通計画、財政予算と結びつけられ、統一割り振りされ総合バランスをとるというふうにされるようになり、貸付計画管理は高度の集中統一と各級責任の結合した制度になったわけである。企業の生産、物資、資金計画は主管部の管理におかれ、縦系統（条）と基層部（塊）の結合、しかも縦系統を主とする体制となった。

商業部門の貸付については、貸付指標は商業主管部が査定し、各級銀行は査定の貸付指標の範囲内で貸付審査を行い、貸付し、監督する。

対外貿易の貸付については、1963年5月29日銀行工作“六条”と商業工作“八条”（1962年4月3日公布「關於加強商業資金的統一管理和改進商業利潤解繳弁法的決定」）の精神に則り、中国人民銀行と対外貿易部は対外貿易の貸付計画管理について新規定を定めた。同年10月30日中国人民銀行は、輸出商品買付資金の供給と清算、貸付の監督と制裁、対外貿易企業の経営管理改善等に関する規定を定め、対外貿易の健全な発展の促進に努めた。<sup>(355)</sup>

#### 4 貿易商品検査機構

1960年11月から従来の集権的な全国商検体制は各省、市、自治区の管理の下に置かれる形に改められ、従来の人員の編成も省、市、自治区人民委員会の編成に切り替えられ、各地の商検局は地方人民政府対外貿易局の一組織機構となった。この下放によって、対外貿易部商検總局は対外貿易部商検局と改められ、国家の既定の商

脚 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国的金融事業」，中国社会科学出版社，1989年，254頁。

脚 同上書，145頁。これら規定の具体的内容は資料上の制約から詳細にはわからない。

検管理の方針，政策，規定，制度，商検標準の範囲内で，各地の商検機構の日常業務の技術的活動に対して指導を行うというにすぎなくなった。

1964～65年にかけて若干の商検業務，管轄上の調整が行われ，従来商検部門が主管していた輸出入植物およびその製品の検疫，輸出入動物および輸入動物製品の検疫は農業部の所管にうつされることとなったが，実際の管理活動上の理由から，輸出畜産品およびその他野生動物製品の検疫は商検部門が担当することとされた。<sup>(356)</sup>

## 5 対外貿易運輸機構

中国の対外貿易運輸機構の整備と発展については，本稿（Ⅱ－2－②），（Ⅲ－2）ですでに述べてきたが，ここでは中国の対外貿易の航空運輸についてみておきたい。中国の対外貿易の航空運輸事業は，1955年先ず中国—ソ連間で開始された。1956年には中国—ビルマ間の貿易航空輸送が開かれ，これに引き続いて朝鮮民主主義人民共和国，ベトナム民主共和国，モンゴル人民共和国，ラオス王国，カンボジア王国との間で貿易航空輸送が開かれた。<sup>(357)</sup>

中国の民用航空運輸事業は国務院の中国民用航空局の管轄下で，中国民用航空公司と中国人民航空公司の国営2公司によって経営されてきたが，後者は1950年8月1日に航路を開設し，専ら国内の民用航空運輸事業の経営に当たってきた。前者が一部の国内民用航空運輸事業と国際航空運輸事業の経営に当たった。

中国民用航空公司はもともと1950年7月中ソ共同経営で設立されたが，同年10月の中ソ共同宣言によって，同公司のソ連の持株分が中国に譲渡され，55年1月1日から中国民用航空公司として新たに発足した。<sup>(358)</sup> 1965年当時の定期的な航空路線は以下のようなものであった。<sup>(359)</sup>

### 中国民用航空公司経営の航空路線

北京—イルクーツク

北京—ウランバートル

北京—瀋陽—平壤

南寧—ハノイ

昆明—マンダレー—ラングーン

### 外国経営の民用航空路線

北京—イルクーツク—モスクワ（ソ連民用航空）

<sup>356)</sup> 《当代中国》叢書編輯部編輯「当代中国対外貿易（上）」，当代中国出版社，1992年，237頁。

<sup>357)</sup> 《対外貿易運輸》編与組編「対外貿易運輸」，対外貿易教育出版社，1988年，236頁。

<sup>358)</sup> 中国研究所編「中国年鑑・1957」，石崎書店刊，昭和32年，369～370頁。

<sup>359)</sup> 中国研究所編「新中国年鑑・1966」，極東書店刊，1966年，256頁。

中国対外貿易機構の変遷（Ⅳ－２）

北京—ウランバートル（モンゴル民用航空）

広州—ハノイ—プノンペン（カンボジア王室航空）

北京—瀋陽—平壤（朝鮮民用航空）

上海—広州—ダッカ（パキスタン国際航空）